

26 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 表彰規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 24 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、糸魚川市内において、社会福祉事業に功労のあった者及び社会福祉活動に対し支援、協力の功績顕著な者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 会長は、次の各号の一に該当する個人又は団体について、第3条に定める糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に諮って表彰する。

- (1) 協議会若しくは地区社会福祉協議会の役員として12年以上在職し功績顕著な者
- (2) 民生委員児童委員の職に12年以上在職し職務に精励し他の模範となる者
- (3) 社会福祉団体若しくは社会福祉施設の役員として12年以上在職し功績顕著な者
- (4) 10年以上にわたり社会福祉の向上に努め、功績顕著な者
- (5) 社会福祉のために多額の私財を寄附した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが必要と認められる者

(委員会)

第3条 表彰の対象者の選考に関する事項を審査するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員5名をもって組織し、会長が委嘱する。
- 3 委員長には副会長を、副委員長には常務理事を、委員には民生委員児童委員連絡協議会長、ボランティア連絡協議会長、協議会役員3名をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員会の委員のうち常務理事をのぞく委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審 査)

第5条 委員会は、会長の諮問に応じ委員長が招集し、半数以上の委員の出席がなければ開議し、審査することができない。

- 2 委員会に議長をおき、委員長をもって充てる。
- 3 委員会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第2条第1号及び第3号に規定する対象者にあつては、その者が当該職を辞した後、市民のつどい福祉大会の日に、それ以外の対象者にあつては、会長が定める日に行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状（以下「表彰状等」という。）を贈り行う。

2 前項の場合においては、記念品を添えて行うことができる。

(被表彰者死亡の場合の表彰)

第8条 表彰状を受けるべき者が表彰の日以前に死亡している場合は、その表彰状等はその遺族に贈る。

(再表彰の制限)

第9条 この規程に定めるところにより表彰を受けた者については、同一の表彰内容に係る再度の表彰は行わない。

(表彰の公表)

第10条 会長は、第2条の規定により表彰を行ったときは、表彰を受けた者の氏名又は団体の名称及び功績等の要旨を社協だより等に掲載し、公表するものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

(適用区分)

1 この規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、第2条第1号から第3号に規定する職に在職する者又は同条第4号から第6号の規定に該当する者について適用する。

(期間の通算)

2 第2条第1号から第3号に規定する対象者の在職年数又は同条第4号から第6号に規定する対象者の功績又は模範となる行為（以下「功績等」という。）のあった期間については、施行日前に当該職にあった期間又は功績のあった期間を施行日以後におけるその者の当該職にあった期間又は当該功績等のあった期間に通算するものとし、通算する期間の起算日は、昭和57年5月25日とする。

附則（平成18年5月25日）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成25年12月27日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式

被表彰候補者推薦届

推薦団体名	
住所	
(ふりがな) 氏名 年齢・性別	
功績概要	
その他参考事項	

功 績 調 書 (個人用)

現 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日

1 該当条項 糸魚川市社会福祉協議会表彰規程第2条第 号

2 功績内容

(1) 該当条項に関する功績

(2) その他の功績

3 賞罰等

4 その他

別記第3号様式

功 績 調 書 (団体用)

住所 (所在地) _____

団体の名称 _____

代 表 者 名 _____

1 該当条項 糸魚川市社会福祉協議会表彰規程第2条第 号

2 功績内容

(1) 該当条項に関する功績

(2) その他の功績

3 賞罰等

4 その他
